介護老人保健施設利用契約書

＿＿＿＿＿＿（以下、「利用者」という。）と社会福祉法人川福会介護老人保健施設すいれん（以下、「施設」という。）が利用者に対して行う施設サービスについて、次のとおり契約します。

（契約の目的）

第１条　施設は、利用者に対し、介護保険法等関係法令の趣旨にしたがって、施設において利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

（契約期間）

第２条　この契約の契約期間は本契約締結日より利用者の要介護認定の有効期間満了までとします。ただし、契約満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更認定を受け、要介護認定有効期間満了日が更新された場合には、変更後の有効期間満了日をもって契約の満了日とします。

２　契約期間満了日の７日前までに、契約解除の申し入れがない場合、この契約は自動更新されます。

３　この契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間満了日をもって契約期間の満了日とします。

（代理人）

第３条　利用者は、代理人を選任してこの契約を締結することができ、また契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

２　利用者の代理人選任に際して必要がある場合は、施設は成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の内容を説明するものとします。

（身元引受人・連帯保証人）

第４条　利用者は、この契約締結に当り、身元引受人（連帯保証人）を立てるものとします。ただし、身元引受人（連帯保証人）を立てる事ができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

２　身元引受人（連帯保証人）は利用者及び代理人を選任した場合は当該代理人と連帯して次の責任を負います。

（１）利用者が医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するための協力。

（２）契約終了の場合、施設と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること。
（３）利用者が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引き受けその他必要な措置。
（４）利用料の未納がある場合、利用者に代わって債務を保証すること。
（５）前号の利用者の債務保証については、極度額１００万円を限度とする。
（６）身元引受人（連帯保証人）の請求があったときは、施設は身元引受人（連保証人）に対し、遅延なく、利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての責務の額等に関する情報を提供する。

（施設サービス計画の作成・変更・実施）
第５条　施設は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に行わせます。
（１）利用者の心身の状況及びその意向を踏まえて施設サービス計画書を作成し、これに従って計画的にサービスを提供します。
（２）介護支援専門員は、原則として３か月に１回及び要介護度の更新もしくは利用者の要請等に応じて施設サービス計画を変更します。
（３）本条に規定される施設サービス計画書の作成及び変更があった場合には、利用者又は身元引受人に説明し、書面による同意を得た上でその写しを交付します。

（施設サービスの内容及びその提供記録）
第６条　施設において、利用者が提供を受けるサービスの内容は、「重要事項説明書」に定めたとおりです。
２　施設は、サービスの提供記録を作成することとし、市町村の記録の保存期間の基準に従い保存します。
３　利用者は、施設の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関するサービス提供記録を閲覧できます。
４　利用者は、当該利用者に関するサービス提供記録の複写物の交付を受けることができます。ただし、複写に際しては、施設は利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

（秘密保持、守秘義務）
第７条　施設及び職員は、施設サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。
２　施設は、利用者のための往診又は利用者を通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、利用者の診療状況に関する情報を提供できるものとします。

3　施設は、文書によりあらかじめ利用者の同意を得た場合には、市町村、医療機関、居宅介護支援事業所等との連絡調整その他必要な範囲内で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。

（賠償責任）

第８条　施設は、サービス提供にあたって、利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。ただし、施設の責に帰さない事由による場合は、この限りではありません。

2　利用者の故意又は重過失により、施設の建物又は備品の利用につき通常の保守・管理の程度を超える補修等が必要となった場合、その費用は利用者又は身元引受人が負担します。

（利用料金およびその変更）

第９条　利用者は、施設に対し、重要事項説明書に定める施設サービスの利用料及び居住費、食費その他の利用料を支払うものとします。

2　前項の利用料支払いは、重要事項説明書に定める方法により支払うものとします。

3　施設は、利用料を改定したときは、利用者に対してその旨を通知します。ただし、介護保険法等の法令改正により利用料の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとし、施設は速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知します。

（利用料金の滞納）

第１０条　利用者が正当な理由なく施設に支払うべき利用料金を３か月以上滞納した場合、施設は文書通知により、この契約を解除することができるものとします。

（施設からの契約解除）

第１１条　施設は次の事由に該当した場合において、この契約を解除することができます。

（１）利用者の要介護認定において自立・要支援と認定され、直近の要介護認定の有効期間が満了した場合。

（２）利用者が死亡した場合。

（３）前条の利用料金の滞納がある場合。

（４）法人が解散・破産した場合、またはやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。

（５）施設が介護保険の許可を取り消された場合。

（６）利用者の著しい不信行為によりこの契約を継続することが困難となった場合。

（７）利用者の病状、心身状態等が著しく悪化するなど、施設でのサービスの提供では適さないと判断された場合。

（８）利用者が他の介護老人保健施設等の入所施設に入所した場合、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合。

（９）利用者が病院又は診療所に入院した場合。

２　施設は、前項によりこの契約を解除する場合には、利用者又は身元引受人、関係機関と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から、必要な調整を行うよう努めるものとします。

（利用者からの契約解除）

第１２条　利用者は施設に対して、契約解除希望日の７日前までに通知をすることにより、この契約を解除することができます。なお、この場合、施設は利用者に対し、文書による通知を求めることができます。

２　次の事由に該当した場合は、直ちにこの契約を解除することができます。

（１）介護保険給付サービスの利用料金の変更に同意できない場合。

（２）施設、職員が正当な理由なく本契約に定める介護サービスを実施しない場合

（３）施設、職員が守秘義務に違反した場合。

（４）施設、職員が故意または過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合。

（５）著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合。

（６）他の利用者が利用者本人の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、施設が適切な対応をとらない場合。

（外泊時の取扱い）

第１３条　外泊期間中は居住費をお支払いいただきます。

（緊急時の対応）

第１４条　施設は、サービスの提供に際して利用者のけがや体調の急変、虐待等があった場合には、適切な措置を迅速に行い、身元引受人への連絡を行います。

（苦情対応）

第１５条　利用者又は身元引受人は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、施設、苦情報告第三者委員、市町村に対して、いつでも苦情を申し出ることができます。

２　施設は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。

３　施設は、利用者又は身元引受人が苦情申し出等を行ったことを理由として何ら不利益な取り扱いを行いません。

４　苦情が虚偽であった場合、また苦情の内容が妥当であったとしても、当該苦情の申し出の言動が社会通念上不相当である場合でカスタマーハラスメントに該当すると考えられる場合は、施設として厳正な対応を行います。

（契約外の事項）

第１６条　この契約及び介護保険法等の関係法令で定められていない事項については、関係法令の趣旨を尊重して、利用者と施設が誠意を持って協議のうえ定めます。

（裁判管轄）

第１７条　この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、大阪地方裁判所を第一管轄裁判所とします。

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、各自が記名押印もしくは署名のうえ、利用者と施設が一通ずつ保有するものとします。

契約締結日　　令和　　年　　月　　日

利用者	住　所	
	氏　名	
	電話番号	
身元引受人 連帯保証人 （家族等）	住　所	
	氏　名	
	電話番号	
	続柄・関係等	
代理人 （選任した場合）	住　所	
	氏　名	
	電話番号	

法人所在地	東大阪市出雲井本町３番２５号
法人名	社会福祉法人　川福会
代表者職・氏名	理事長　吉田　悟
施設所在地	大阪市鶴見区諸口６丁目１５番７４号
施設名	介護老人保健施設　すいれん
施設管理者職・氏名	管理者　藤本　一郎
施設電話番号	０６－６１１５－９００２
施設ＦＡＸ番号	０６－６１１５－９００５